

# 商品概要説明書

## 金利上乗せ定期貯金

(令和7年4月1日現在)

商品名	・相続金専用金利上乗せ定期貯金 愛称：JA相続定期貯金
ご利用いただける方	・個人のみ ・販売期間中に相続分割を受け取られた方
期間	・1年の定型方式 ・自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いとします。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100万円以上5,000万円未満（相続手続きにより取得した金額の範囲内を上限とします） ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の「スーパー定期貯金（単利型）」または「大口定期貯金」の店頭表示の利率に0.20%を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後、原則として「スーパー定期貯金（単利型）」または「大口定期貯金」の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率。） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。ただし、350万円を超える金額に対しては分離課税の扱いになります。なお、大口定期貯金はマル優のお取扱いはできません。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただけるサービス）がご利用になれます。

<p>中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</li> <li>スーパー定期貯金（単利型） <ul style="list-style-type: none"> <li>①預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率</li> <li>②預入期間が6か月以上の場合 約定利率×50%</li> </ul> </li> <li>大口定期貯金 <p>次のA.及びB.の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。</p> <p>A. 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率  預入期間が6か月以上の場合 約定利率×50%</p> <p>B. <math display="block">\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math> <p>(注) 基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を通帳・証書記載の満期日（継続したときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。詳しくは、窓口にお尋ねください。</p> </p></li> </ul>
<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護対象 <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p> </li> </ul>
<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または総合リスク管理室（電話番号：0465-47-7136）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総合リスク管理室またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。